

ケアハウス屋島の御利用料金

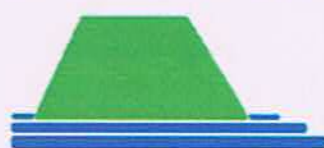
平成20年12月1日現在

階層	対象収入による階層区分 (年間収入)	月額納付額			合計
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	
①	1,500,000円 以下<夫婦>	7,000	44,810	22,000	73,810
1	1,500,000円 以下	10,000			76,810
2	1,500,001円～ 1,600,000円	13,000			79,810
3	1,600,001円～ 1,700,000円	16,000			82,810
4	1,700,001円～ 1,800,000円	19,000			85,810
5	1,800,001円～ 1,900,000円	22,000			88,810
6	1,900,001円～ 2,000,000円	25,000			91,810
7	2,000,001円～ 2,100,000円	30,000			96,810
8	2,100,001円～ 2,200,000円	35,000			101,810
9	2,200,001円～ 2,300,000円	40,000			106,810
10	2,300,001円～ 2,400,000円	45,000			111,810
11	2,400,001円～ 2,500,000円	50,000			116,810
12	2,500,001円～ 2,600,000円	56,900 (全額)			123,710
13	2,600,001円 以上	56,900 (全額)	123,710		

- 生活費及びサービスの提供に要する費用(階層区分含む)は高松市の要綱により改定される場合があります、さかのぼって精算する場合があります。
- 生活費で11月より3月までの5ヶ月間は、冬季加算として月2,070円追加となります。
- 自室で使用する光熱水費及び電話料金は自己負担になります。
- 一時金として24万円が必要です。(20年均等償却で未経過分は返還されます。)但し、ご夫婦で入所される場合は1名様のみのお一時金とします。その際、もう1名様については管理費が月23,000円となります。
- 上記の他、特別なサービスの提供に要する費用として月7,740円を申し受けます。
(内容については別紙参照して下さい。)

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

※ご夫婦で入所される場合については、夫婦の収入から夫婦の必要経費を控除した金額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当するときは、ご夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額は一覧表の額より30%減額した金額となります。



ケアハウス屋島

TEL(087)841-2220

FAX(087)818-0885

社会福祉法人「楽生会」 〒761-0113 香川県高松市屋島西町2277-1